

第2次野々市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

（地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画）

（令和4（2022）～令和12（2030）年度）

令和4年3月

野々市市

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組み

1. 取組み項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 具体的な取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 推進、点検、評価及び進捗状況の公表

1. 推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき、市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。

野々市市の事務・事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成25（2013）年度とし、目標年度を令和12（2030）年度とする。

計画期間を令和4年度から令和12年度までの9年間とするが、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、計画期間中において必要な見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

ただし、個々の施設に係る電気使用量等が把握できない場合は、対象外とする。

なお、指定管理者制度等により外部委託を実施している事務・事業の一部及び一部事務組合が共同処理することにより実施している事務・事業は対象外とするが、温室効果ガスの排出量削減について取り組むよう関係機関に要請する。

《対象施設》

施設名	管理担当課	摘要
1 野々市市役所庁舎	総務課	令和3年度以前は、情報交流館を含む。令和4年度からは旧情報交流館も行政棟として使用。
2 野々市市保健センター	健康推進課	
3 野々市市老人福祉センター 椿荘	介護長寿課	野々市市中央児童館を含む。
4 旧野々市市いきがいセンター矢作		令和3年12月でいきがいセンターは閉館。以降は社会福祉協議会等で随時使用。
5 野々市市いきがいセンター御経塚		
6 野々市市本町児童館	子育て支援課 (※閉園した保育園は除く)	
7 野々市市立中央保育園		
8 野々市市立富奥保育園		
9 野々市市立押野保育園		野々市市子育て支援センター押野、野々市市押野児童館を含む。
10 野々市市立御経塚保育園		
11 野々市市子育て支援センター菅原		
12 野々市市交遊舎	都市整備課	
13 ののいち北口プラザ		
14 野々市市学校給食センター	教育総務課	
15 野々市市立野々市小学校		
16 野々市市立御園小学校		
17 野々市市立菅原小学校		
18 野々市市立富陽小学校		
19 野々市市立館野小学校		
20 野々市市立野々市中学校		
21 野々市市立布水中学校		
22 野々市市教育センター		
23 野々市市女性センター		生涯学習課
24 にぎわいの里ののいち カミーノ		
25 野々市市富奥防災コミュニティセンター		
26 野々市市郷公民館		
27 野々市市押野公民館		
28 学びの杜ののいち カレード		

29 野々市市郷土資料館	生涯学習課	
30 野々市市ふるさと歴史館		
31 喜多家住宅		
32 野々市市文化会館	地域振興課	
33 野々市市民体育館	スポーツ振興課	野々市市民野球場、野々市中央公園テニスコート、野々市中央公園運動広場、野々市市相撲場、のいち椿館を含む。
34 野々市市スポーツセンター		
35 野々市市スポーツランド		
36 野々市市健康広場		
37 野々市市武道館		
38 野々市市弓道場		
39 野々市市消防団格納庫	総務課	第一分団、第二分団、第三分団、第四分団、第五分団
40 野々市市防災コミュニティセンター		
41 上水道施設	上下水道課	

《対象外とする施設》

(市の事務・事業及び指定管理者制度により外部委託している施設)

施設名	対象外とする理由
1 道路	主に定額契約による電気使用施設で、電気使用量の集計が困難であるため。
2 公園	
3 下水道施設	
4 JR野々市駅周辺照明	
5 外灯等	
6 野々市市白山保育園	指定管理者制度により外部委託している施設であるため。
7 野々市市子育て支援センター白山	

(一部事務組合が管理する施設)

一部事務組合名	施設名	担当課
白山野々市広域事務組合	白山郷斎場	市民生活課
	松任石川環境クリーンセンター	
	一般廃棄物最終処分場環境の杜おがわ	
	松任衛生センター	
	鶴来清掃センター	
	消防本部	総務課
	野々市消防署	

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のうち二酸化炭素を対象とする。

温室効果ガスの種類	主な発生源
二酸化炭素 CO ₂	燃料の使用 他人から供給された電気の使用 廃棄物の焼却
メタン CH ₄	燃料の燃焼 廃棄物の焼却
一酸化二窒素 N ₂ O	燃料の燃焼 廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン HFC	カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒 スプレー製品の噴射剤
パーフルオロカーボン PFC	半導体製造のエッチング
六フッ化硫黄 SF ₆	半導体の製造
三フッ化窒素 NF ₃	半導体素子等の製造

温室効果ガスの算定方法は、以下の計算式を使用し、算出する。

$$\text{排出量} = \text{使用量 (活動量)} \times \text{排出係数}^* \times \text{地球温暖化係数}$$

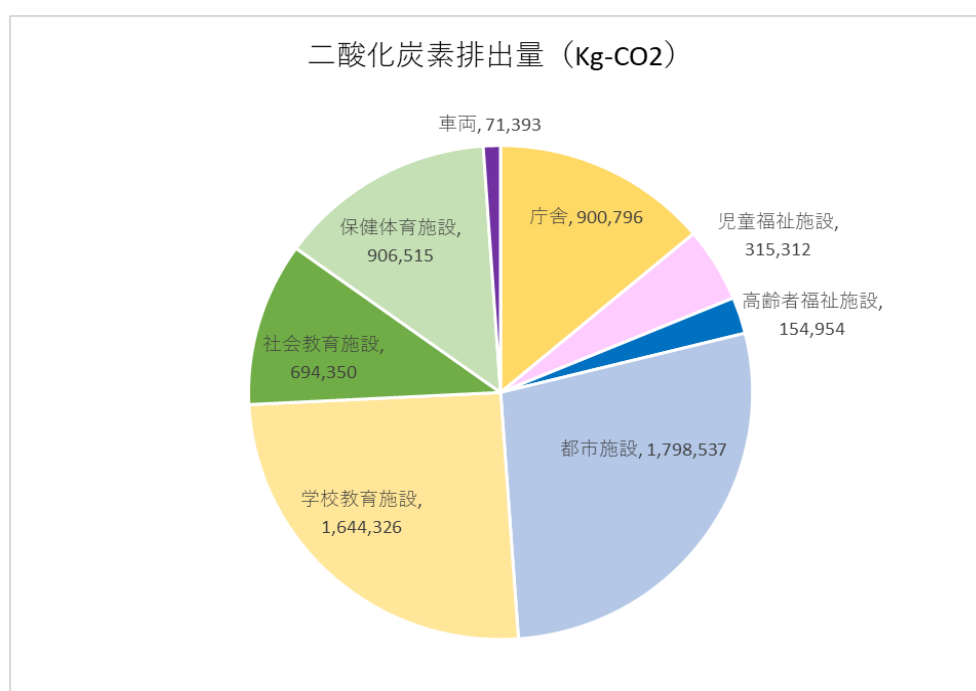
※排出係数は毎年度発表される最新の数値を使用することとする。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

実行計画の基準年度（平成25（2013）年度）の温室効果ガス総排出量は次表のとおりである。

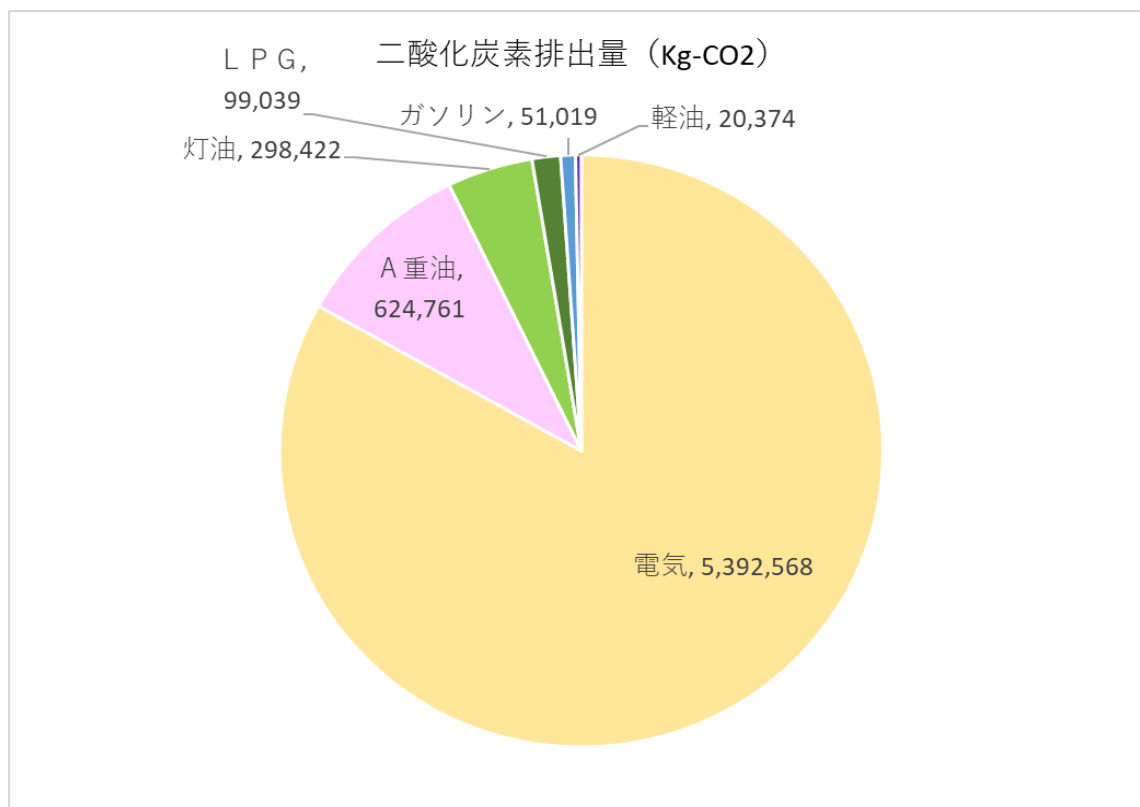
施設区分	二酸化炭素排出量 (Kg-CO ₂)	比率 (%)	主な施設
庁舎	900,796	13.9%	市役所庁舎、保健センター
児童福祉施設	315,312	4.9%	市立保育園、本町児童館、子育て支援センター菅原
高齢者福祉施設	154,954	2.4%	老人福祉センター椿荘、いきがいセンター矢作、いきがいセンター御経塚
都市施設	1,798,537	27.7%	上水道施設、JR野々市駅周辺施設(交遊舎等)、消防防災施設
学校教育施設	1,644,326	25.3%	小・中学校、給食センター、教育センター
社会教育施設	694,350	10.7%	公民館、図書館、女性センター、文化会館
保健体育施設	906,515	14.0%	市民体育館、スポーツランド、スポーツセンター
車両	71,393	1.1%	公用車、消防車両
計	6,486,183	100.0%	



2. 要因別の排出状況

基準年度（平成25（2013）年度）の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の83.1%を占め、次いでA重油の使用が9.6%、灯油が4.6%となっている。

要因区分	二酸化炭素排出量 (Kg-CO ₂)	比率 (%)	主な用途
電 気	5,392,568	83.1%	動力機器、照明、空調設備、事務機器用
A 重 油	624,761	9.7%	空調設備用
灯 油	298,422	4.6%	空調設備、暖房器具、給湯用
L P G	99,039	1.5%	給湯、調理器具用
ガ ソ リ ン	51,019	0.8%	公用車、消防車両用
軽 油	20,374	0.3%	公用車、消防車両用
計	6,486,183	100.0%	



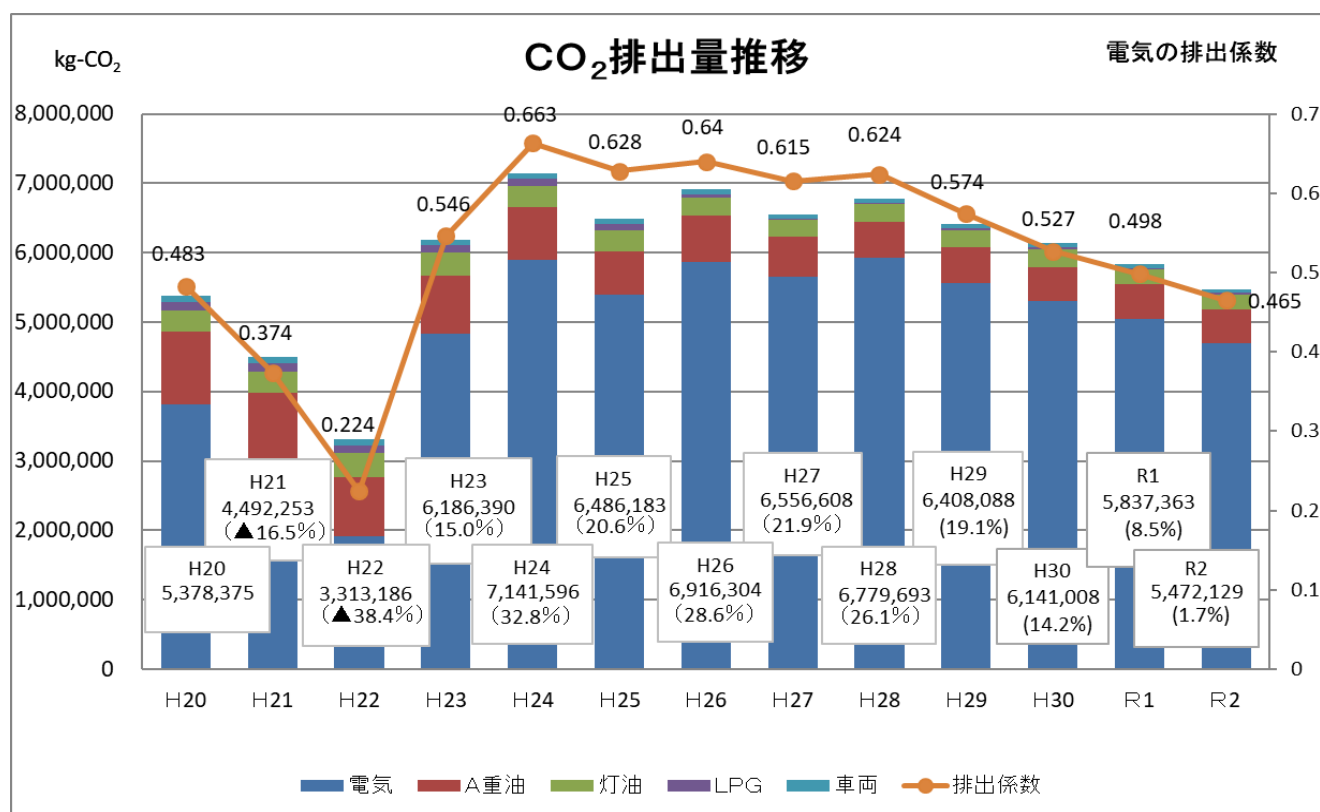
3. 現状について(第1次野々市市地球温暖化対策実行計画の推進結果)

第1次野々市市地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成20(2008)年度から令和2(2020)年度までの実績を示す。

平成24年度の7,141,596kg-CO₂をピークに減少しているが、令和2年度は5,472,129kg-CO₂であり基準年度(平成20年度)比の1.7%となっている。

第1次野々市市地球温暖化対策実行計画の二酸化炭素削減目標は基準年度比10%の削減(令和3年度の排出量を4,840,600kg-CO₂)としているが、目標の達成は困難な状況である。

なお、平成23年度以降に排出量が急増しているが、これは原発事故を受けて原子力発電が停止したため、ベース電源が火力発電に依存し、電気の排出係数(下図オレンジ色の線)が大幅に増加したためである。



4. 削減目標

(1) 二酸化炭素の削減目標

平成25（2013）年度を基準年度として、最終年度である令和12（2030）年度の二酸化炭素排出量を51%削減することを目指す。

区分		削減目標 (%)	年度排出量 (kg-CO2)
二酸化炭素	基準年度排出量 平成 25 (2013) 年度	-	6, 4 8 6, 1 8 3
	目標年度排出量 令和 12 (2030) 年度	5 1	3, 1 7 8, 0 0 0

【環境省の削減目標】

		削減率	従来目標
全体		▲46%	▲26%
部門別	産業	▲38%	▲7%
	業務その他	▲51%	▲40%
	家庭	▲66%	▲39%
	運輸	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	▲47%	▲27%

※地球温暖化対策計画 令和3年10月22日閣議決定

最終年度削減目標

区 分	基準年度排出量 平成 25 (2013) 年度 (kg-CO2)	目標年度排出量 令和 12 (2030) 年度 (kg-CO2)	増減率
電 気	5, 3 9 2, 5 6 8	2, 6 7 2, 8 0 0	▲50%
A 重 油	6 2 4, 7 6 1	3 0 6, 2 0 0	▲51%
灯 油	2 9 8, 4 2 2	1 4 6, 2 0 0	▲51%
L P G	9 9, 0 3 9	1 9, 8 0 0	▲80%
ガ ソ リ ン	5 1, 0 1 9	2 5, 0 0 0	▲51%
軽 油	2 0, 3 7 4	8, 0 0 0	▲61%
計	6, 4 8 6, 1 8 3	3, 1 7 8, 0 0 0	▲51%

(2) エネルギー消費量の削減目標

本市の事務・事業から排出される二酸化炭素は8割以上が電気の使用に伴うものであり、排出係数の増減影響を大きく受けるため、取組の効果確認が困難となる。

そこで上記目標とは別にエネルギー使用量の削減目標を下表のとおり定める。エネルギー使用量に関しては以下の算出式を用いた。

$$\text{エネルギー使用量 (G J)} = \text{エネルギー使用量 (千 kWh, kL, t)} \times \text{換算係数}^*$$

※エネルギー別の換算係数は以下表のとおりとする。

エネルギー別換算係数表

エネルギー種	換算係数
電気	3.6
灯油	36.7
ガソリン	34.6
軽油	37.7
A重油	39.1
LPG	50.8

区 分	基準年度排出量	目標年度排出量	増減率
	平成 25 (2013) 年度 (G J)	令和 12 (2030) 年度 (G J)	
電 気	30,913	15,100	▲51%
A 重 油	9,015	4,400	▲51%
灯 油	4,399	2,200	▲50%
L P G	2,532	500	▲80%
ガ ソ リ ン	760	400	▲47%
軽 油	293	100	▲66%
計	47,912	22,700	▲53%

第3章 温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組み

1. 取組み項目

温室効果ガス排出量削減のため、次の7項目に取り組むこととする。

- ① 燃料使用量の削減
- ② 電気使用量の削減
- ③ 公用車燃料使用量の削減
- ④ 水の使用量の削減
- ⑤ 紙類使用量の削減
- ⑥ グリーン購入の推進
- ⑦ 廃棄物発生量の抑制

2. 具体的な取組み

7つの取組み項目別に、「職員一人ひとりの心がけによる取組み」及び「施設、設備管理上での取組み」について、具体的な取組み方法を例示する。

職員向けの環境保全研修等の実施、施設利用者に対する周知、協力を求める取組みについても併せて実施する。

なお、地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議 令和3年6月9日）では、脱炭素に向けて、地方自治体・事業者が何をすべきか、できるのか、脱炭素先行地域を含め全国津々浦々で取り組むことが望ましい重点対策を次の8点に整理していることから、具体的な取組についてもこれらの視点を盛り込むこととする。

- (1) 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- (2) 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- (3) 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
- (4) 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- (5) ゼロカーボン・ドライブ
(太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再エネ電力)と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブ)
- (6) 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- (7) コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
(都市のコンパクト化やウォーカーブルな空間の形成等により車中心から人中心の空間へ転換)
- (8) 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

	(1)職員一人ひとりの心がけによる取組み	(2)施設、設備管理上での取組み
① 燃料消費量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス給湯器は、使用後種火を消す。 ・お湯の沸かしすぎ(量、温度、時間)をやめる。 ・ストーブ等暖房機器の使用を控える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度設定(夏季は 28℃、冬季は 19℃)を適正に管理する。 ・ボイラー等エネルギー供給設備の運転期間、運転時間の見直しにより使用時間を短縮する。 ・施設を新築(改修、改築を含む。)する場合は、省エネ性能の向上を図り、レジリエンス向上も兼ね、創エネ(再エネ)設備、畜エネ設備の導入を検討する。 ・太陽光発電、コージェネレーションシステム、小水力発電、太陽熱温水器、地中熱ヒートポンプなどの新エネルギーを活用した設備を導入する。 ・環境負荷が少ない燃料への転換に努める。 ・燃料使用量の見える化を行い、職員・利用者に使用量削減の意識を定着させる。
② 電気使用量の削減	<p>ア 電気製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間、外出時等は、事務用パソコンの電源を切る。 ・一時的に自席を離れるときは、事務用パソコンのディスプレイの電源を切る。 ・退庁時には、電気機器の電源を切る又はコンセントから電気機器のプラグを抜く。 ・機器の節電モード等の機能を活用する。 ・電気ポットやコーヒーマーカーの使用時間を調整する。 ・トイレのハンドドライヤー(温風乾燥機)の使用を控える。 ・冷蔵庫使用の適正(詰め過ぎや扉の開けっ放しをしない)に努める。 ・OA機器の個人的使用は厳に慎む。 ・個人所有の扇風機、足温器、携帯電話充電器等の電気機器は使用しない。 <p>イ 照明機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務時間以外は、支障がない限り消灯する。 ・休憩時間は、窓口を除き消灯する。 ・執務時間後は早期の退庁に努め、特にノー残業デーの執務時間後は一斉消灯する。 ・更衣室、書庫等は、使用時以外は消灯する。 ・廊下、ロビー、階段、トイレ等の共用部分は、支障がない限り消灯する。 ・ブラインド、カーテンの調整により自然光を活用する。 <p>ウ 空調機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ、ウォームビズを励行する。 ・冷暖房温度設定(夏季は28℃、冬季は19℃)を厳守する。 ・使用時間帯の短縮に努める。 ・ブラインド、カーテンの活用により冷暖房効率を向上させる。 <p>エ 動力機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの使用を控える。 	<p>ア 電気製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の高い製品を導入する。 ・省エネルギー型のOA機器を導入する。 ・用途に応じた適正規模の機器選択を行う。 ・自動販売機の設置台数を見直し、エネルギー消費の少ない自動販売機を導入する。 <p>イ 照明機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明灯、インバーター器具、タイマー制御、自動照度調節、人感センサーなどの高効率照明器具、省エネルギー型機器を導入する。 ・支障がない限り、蛍光管等を取り外す。 ・不要照明は消灯する。 ・自然光の採光に配慮する。 <p>ウ 空調機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度設定(夏季は 28℃、冬季は 19℃)を適正に管理する。 ・ボイラー等エネルギー供給設備の運転期間、運転時間の見直しにより使用時間を短縮する。 ・出入口の開放禁止、空調吹き出し口に物を置かない等の空調効率に配慮する。 ・空調設備の定期点検(フィルター清掃)を実施する。 ・ブラインド、カーテンの活用により冷暖房効率を向上させる。 ・公共施設の敷地、壁面、屋上の緑化に努める。 <p>エ 動力機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、給水ポンプの適正運転に努める。 <p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費機器の使用時間の短縮を努める。

	<p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費機器の使用時間の短縮に努める。 ・効果的かつ計画的な事務処理により、時間外勤務の縮減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設における使用量の把握及び管理を行う。 ・洗面用の温水使用を削減する。 ・ノーネクタイ実施期間を気候に応じて柔軟に対応する。 ・ノー残業デーの実施日を拡大する。 ・電気使用量の見える化を行い、職員・利用者に使用量削減の意識を定着させる。 ・その他有効な削減策を保守点検業者に仰ぎ実践する。
<p>③ 公用車燃料使用量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ運転を徹底する。 (暖機運転の抑制、アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制、経済速度走行等) ・不要なアイドリングはしない。 ・車から離れる時は必ずエンジンを切る。 ・効率的なルートを走行する。 ・より低燃費な車種または低公害車の優先使用に努める。 ・出張時等の相乗りに努める。 ・公共交通機関や公用自転車を利用する。 ・積載物の減量に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車を導入し、ゼロカーボン・ドライブ(※)を推進する。 ※太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再エネ電力)と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時のCO2排出量がゼロのドライブ。 ・オイル交換、タイヤの空気圧等を適正に管理する。 ・台数の見直しを行う。 ・エコドライブを推進する。
<p>④ 水の使用量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な節水を励行する。 (水道を流しっ放しにしない、洗い物は汲み置き水を使用する、蛇口の閉めを確認する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・節水型製品を導入する。 ・トイレ用水の水量調節を行う。 ・トイレ擬音機器を導入する。 ・水道水圧の調節を行う。 ・洗面所の弁調整、自動水栓を導入する。 ・水漏れ点検を徹底する。 ・融雪を効率的に行い水の使用を抑制する。 ・芝生や植樹などへの散水を効率的に行い水の使用を抑制する。 ・雨水利用設備の導入に努める。
<p>⑤ 紙類使用量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種印刷物や会議資料の簡素化、縮小化に努め、必要部数の精査を行う。 ・資料の個人保存をなくし、共通文書ファイルを活用する。 ・ファクシミリ送信票はできる限り省略し、余白の活用に努める。送信票を作成する場合は、使用済み用紙の裏面を活用する。 ・電子メールの利用を促進する。 ・両面印刷、裏面コピー、使用済み封筒の再使用を徹底する。 ・ミスコピー、ミスプリントを削減するため、コピー機等の印刷設定の確認及び使用后設定はクリア又はリセットの確認をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙配合率の高い用紙を使用する。 ・白色度の低い製品を使用する。 ・文書管理システムにおける電子決裁機能を使用する。 ・庁内外への照会等には庁内LAN・電子メールを活用する。 ・コピー機に、ミスコピー用紙の裏面専用用紙トレイを設定する。 ・会議はペーパーレスで実施する。

<p>⑥ グリーン購入の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク商品、グリーンマーク商品等環境負荷が少ない製品を購入、使用する。 ・簡易包装された製品を購入する。 ・詰め替え可能な製品を購入する。 ・リサイクルの仕組みが確立している製品を購入する。 ・再利用、長期使用が可能な製品を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク商品、グリーンマーク商品等環境負荷が少ない製品を購入、使用する。 ・簡易包装された製品を購入する。 ・詰め替え可能な製品を購入する。 ・リサイクルの仕組みが確立している販売製品を購入する。 ・再利用、長期使用が可能な製品を購入する。
<p>⑦ 廃棄物発生量の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人として購読する新聞、雑誌及び飲食等に伴うごみは持ち帰りを励行する。 ・事務用品(ファイル、バインダー等)や備品類は再利用による長期利用に努める。 ・新聞、書籍等は、必要量以上購入しない。 ・使用済み封筒の再利用に努める。 ・廃棄物の分別排出を徹底する。 ・使い捨て製品(弁当容器、紙コップ、ペーパータオル、割り箸等)の使用は極力控える。 ・過剰包装された製品の購入を控える。 ・シュレッダーの使用は避け、機密処理を行う。 ・廃棄される用紙類、調理に伴う生ごみの減量化に努める。 ・各種イベントにおける廃棄物の分別、減量化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別排出を徹底する。 ・製品の修繕による長寿命化を図る。 ・建設廃棄物の再資源化に努める。 ・生ごみ処理機の導入によるごみの減量化を図る。 ・使い捨て製品(弁当容器、紙コップ、ペーパータオル、割り箸等)の使用は極力控える。 ・過剰包装された製品の購入を控える。 ・廃棄される用紙類、調理に伴う生ごみの減量化に努める。 ・各種イベントにおける廃棄物の分別、減量化に努める。 ・廃棄物情報の調査・周知を行う。 ・作業服など繊維製品について再生PET樹脂使用製品を採用する。

第4章 推進、点検、評価及び進捗状況の公表

1. 推進

「地球温暖化対策推進本部」、「地球温暖化対策推進員」及び「事務局」を設け、実行計画の着実な推進と進行管理を行う。

① 地球温暖化対策推進本部（推進本部）

市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長、部長を本部員として組織し、実行計画の策定、見直し及び実行計画の点検、評価を行う。

② 地球温暖化対策推進員（推進員）

施設管理担当課に推進員を1名置き、実行計画の推進及び進捗状況を把握し、事務局と連携して、実行計画の総合的な推進を図る。

③ 事務局

事務局を市民生活課に置き、実行計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検及び評価

(1) 点検

① 日常点検

推進員は、職員に対して「第3章 温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組み」に掲げる項目の実施を指導するとともに、各項目の実施状況について、日常的な記録、点検及び事務局への報告を行う。

② 総合点検

事務局は、推進員から「第3章 温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組み」に掲げる項目の実施状況の報告を受け、全庁の実施状況を定期的に集約し、推進本部に報告する。

(2) 評価

① 点検結果に対する評価

推進本部は、実行計画に掲げる削減目標の達成のため、日常点検及び総合点検の結果を事務・事業別に評価する。

② 提案の募集

推進本部は、市の事務・事業に関する地球温暖化対策を積極的に推進するため、効果的な取組みの提案を募集し、積極的な導入に努める。

3. 進捗状況の公表

毎年度の実行計画の進捗状況、点検評価結果及び温室効果ガス排出量については、市ホームページ等により公表する。